

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】令和1年10月3日(2019.10.3)

【公表番号】特表2018-532834(P2018-532834A)

【公表日】平成30年11月8日(2018.11.8)

【年通号数】公開・登録公報2018-043

【出願番号】特願2018-513545(P2018-513545)

【国際特許分類】

C 08 L 101/00	(2006.01)
C 08 L 101/02	(2006.01)
C 08 K 3/34	(2006.01)
C 08 K 5/00	(2006.01)
C 08 K 3/00	(2018.01)
C 09 D 201/02	(2006.01)
C 09 D 7/61	(2018.01)
C 09 D 5/02	(2006.01)
C 09 D 7/63	(2018.01)
C 08 J 3/215	(2006.01)

【F I】

C 08 L 101/00	
C 08 L 101/02	
C 08 K 3/34	
C 08 K 5/00	
C 08 K 3/00	
C 09 D 201/02	
C 09 D 7/61	
C 09 D 5/02	
C 09 D 7/63	
C 08 J 3/215	C E Y

【誤訳訂正書】

【提出日】令和1年8月20日(2019.8.20)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0054

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0054】

本発明の保存安定性水性組成物は、(c)揮発性塩基(「フィロシリケート懸濁液または分散液」)中に分散されたフィロシリケートの懸濁液または分散液をさらに含む。本発明において有用なフィロシリケートは、ナトリウムマグネシウムシリケートであってよい。フィロシリケートはまた、ナトリウムリチウムマグネシウムシリケートであってよい。好ましいフィロシリケートはラポナイトである。ラポナイトは、2つの四面体微視的結晶シートの間に挟まれた中央の八面体シートを有し得る板状の層構造を有するリチウムもおそらく含有するナトリウムマグネシウム混合シリケートである。好ましくは、本発明で用いられるラポナイトは、ナトリウムリチウムマグネシウムシリケートである。ラポナイトは、ヘクトライトとして知られる天然鉱物の合成形態である。ラポナイトは、天然ミネラルヘクトライトよりもはるかに小さい粒径を有するので、この種のシリケートの合成起源であるラポナイトは、天然形態よりも好ましい。市販されているラポナイトの例

には、全て B Y K A d d i t i v e s & I n s t r u m e n t s から市販される L A P O N I T E (商標) X L S、L A P O N I T E X L G、L A P O N I T E R D 及び L A P O N I T E R D S が挙げられ、より好ましくは L A P O N I T E X L G である。